

津島農業振興地域整備計画

概要版

計画策定の背景・目的

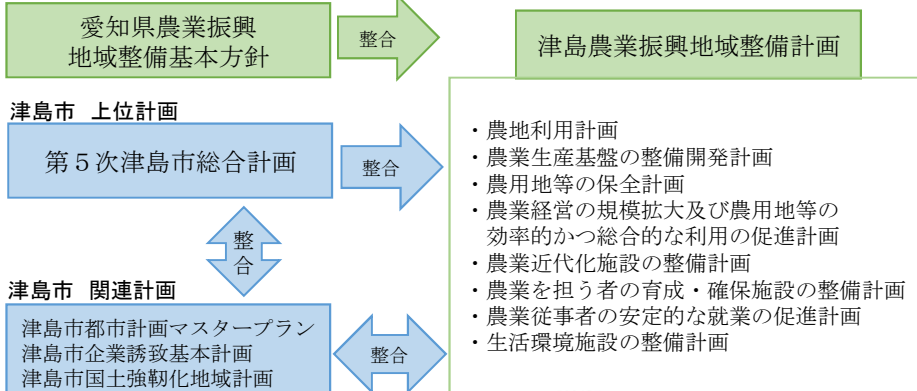
津島市では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、昭和48年3月に農業振興地域の指定を受け、昭和49年12月に津島農業振興地域整備計画を策定した。その後、平成10年、平成20年と見直しを行い現在に至る。

今後の10年先を見据えて、農業の振興を図るべき地域を定めて、農用地等の面積、農業就業人口、現況及び将来の見通しを分析し、社会情勢の変化に対応した整備計画を策定することとしました。

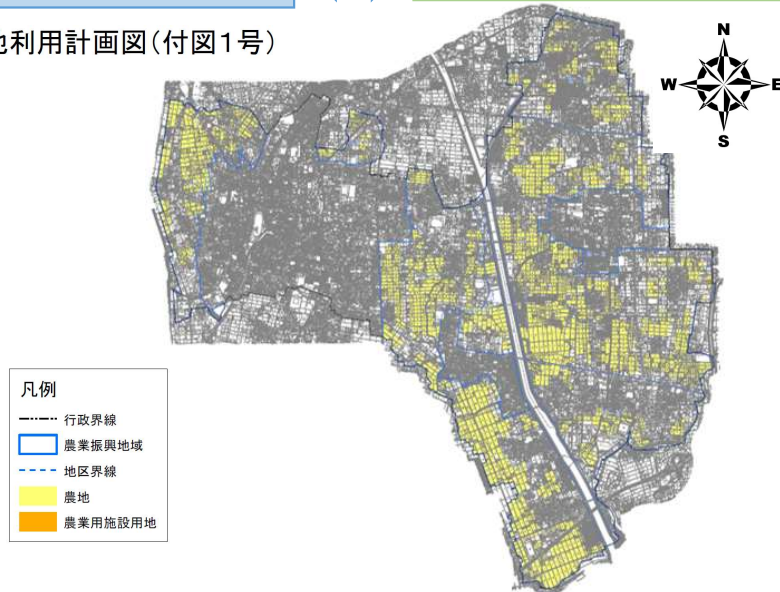
本計画の位置づけ

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき策定する計画であり、上位計画や関連計画との関係は以下のとおりです。

愛知県 上位計画



土地利用計画図(付図1号)



第1 農用地利用計画

第5次津島市総合計画や津島市都市計画マスタープラン等と整合を図り、土地利用の方向性を示しています。

市内における宅地面積は拡大傾向にあり、農用地が減少しています。今後は、農業者が安定した農業を営めるよう土地利用の確保に努めていきます。

当市の農用地利用は、大きく津島地区・神守地区・神島田地区の3地区に分かれ、津島地区では、水稲・施設園芸を、神守地区では、北部は露地野菜と施設野菜、中・南部では、水稲を、神島田地区では、水稲を中心とした土地利用を促進します。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

昭和46年以降、ほ場整備事業により区画整理され、かんがい排水施設の整備が進められ、現在も一部で事業が行われています。

第3 農用地等の保全計画

農業者による規模拡大、集団転作、農業経営の効率化等により安定した農業経営基盤を確立し、農業生産の基盤となる優良農地の保全に努めます。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

当市では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で目標を定めており、各地区の特性、営農類型ごとの特徴を活かし、規模拡大と機械化作業を進めコストダウンを図り、集積・集約を進めます。

第5 農業近代化施設の整備計画

農業所得をあげるため、農業生産基盤の整備とともに、農業生産流通施設の整備を図り生産性の向上・生産コストの低減に努めます。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

将来の農業を担う若い農業経営者の意向等を考慮し支援するため、経営診断、先進的技術の導入、経営管理の合理化、資金計画等を関係団体と協力し、適正な指導を実施します。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

農業従事者にとって、より安定的な就業が図られるよう、ニーズに合った就業機会の確保に努めます。

第8 生活環境施設の整備計画

安全性・保健性・利便性・快適性・文化性について、それぞれの視点から記述しており、農地が有する生態系保全等の多面的機能について、こども達への環境教育実施のため教育関係者との連携等を推進していきます。